

令和元年6月25日現在

機関番号：32689

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2018

課題番号：26780066

研究課題名(和文) 契約書面の機能・類型論的研究 「契約書面法」構築に向けての基盤整備として

研究課題名(英文) Research on the function of the contract document

研究代表者

山城 一真 (YAMASHIRO, Kazuma)

早稲田大学・法学大学院・准教授

研究者番号：00453986

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究においては、契約書面が多様な法領域において果たす機能を考察し、これを類型化することを目的とする考察を行った。もっとも、類型を提示する前提としては、各個の領域における具体的規律の例を精査する必要があるため、当面の成果としては、フランス法との比較研究を主なアプローチとして、個々の領域において契約書面が果たす役割を考察するにとどまった。その成果として、契約当事者の意思と書面との関係を分析し、法律行為・意思表示理論における「表示」の位置づけを考察したほか、消費者取引における広告の機能、契約当事者が差し入れる書面の法的性質の認定における裁判所の役割等の問題についても一定の見通しを得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

契約を締結する際には、多くの場合には書面が作成される。したがって、契約書面が取引の実際においてどのような役割を果たすかを考察することには、それ自体として重要な意義がある。それにもかかわらず、契約書面が果たす機能を明らかにする研究は、これまでのところ、必ずしも充実してはいなかった。本研究は、そのような研究の不足を埋め合わせる意味をもつものである。もっとも、本研究の成果は、契約書面の機能を典型的に提示するには至っていない。この点は、今後の研究によって発展させられることが予定されており、本研究は、その基盤となるものである。

研究成果の概要(英文)：This research aims to elucidate the function of various contractual documents and to establish their typology. To this end, we focused on the analysis of the role of the contract document in the respective fields of civil law, based mainly on the comparative study with French law. Our research focused on several areas: we considered the role of the declaration in the theory of the juridical act, the function of the advertising in the field of the consumer law, in particular that to justify the cancellation of the contract, as well as the role of the judge in the qualification of the document issued by one of the contracting parties. The results of this research were published either in terms of the intervention at the colloquium, or in the legal journal, in Japan or in France.

研究分野：民法学

キーワード：契約法 契約書面 意思表示 法律行為 比較法 フランス法

様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

本研究を構想した段階においては、契約法において書面が果たす役割につき、とりわけ次の二つの点についてなお不確かさが残されていると考えた。

第一は、契約当事者の意思と契約書面との関係である。従来の議論の方向性には、①「書面に拘泥することなく、真意を解釈・発見すべし」とするもの、②「書面作成という行為により、当事者の意思が書面に結晶化されるのだから、書面こそが当事者の意思を反映する」とするものがみられた。そして、①では、書面は意思伝達・証明の手段として捉えられる結果、書面が意思を忠実に反映しない場合があることが強調されるのに対し、②では、書面作成という行為が、当事者の慎重な意思決定を支援する意味をもつことが強調される。これらの分析は、たしかに契約書面の機能の一面を捉えているものの、各機能の相互関係が明らかにされていないため、ある場合には契約書面が軽視されるのに対し、他の場合にはそれが重視されるかのような印象を抱かせる。

第二は、取引形態の複雑・多様化に伴う、契約書面の役割の多様化である。たとえば、現行法上、契約の相手方に対する情報提供の手段として書面の作成・交付を要求する規定が増えている。これらは、上記②に整合するようにみえるが、裁判例は、相手方が当該情報を認識していたとしても、なお書面の作成・交付が必要だと解するものがみられる。これは、上記②にいう「意思」という根拠によっては正当化し得ない規律であるが、②に代わる適切な規律原理はいまだ解明されていない。

2. 研究の目的

上記の課題に対応するために、比較法的考察を踏まえつつ、民法法の諸領域の立法・学説・実務を検証することにより、契約書面のもつ諸種の機能を類型化することが、本研究の目的として構想された。具体的には、次の二つの視点を仮説として設定し、契約書面が果たす機能を解明することが目指された。

第一は、対等当事者間の関係（民法法が適用される法律関係）に適用される契約法理に基づいて要請されるものであり、意思を伝達・証明する機能、また、意思形成を支援する機能が想定され得る。証明の方法としての書面の意義、民法における方式主義の再評価が考察課題となる。

第二は、複雑・多様化した取引を規制するために要請されるものであり、主に事業者・消費者間の関係（消費者法が適用される法律関係）において展開される。ここでは、消費者法を「《大量現象としての契約》を定型的に捉える市場法的規制」と捉える視点を基礎として、「意思」によって説明し得ない書面の機能を明らかにすることが想定された。

3. 研究の方法

上記の目的を達するために、(1) 書面の機能そのものを対象とする国内外の総論的研究を迫るとともに、(2) 個々の場面において書面が果たしている役割を対象とする各論的研究を試行した。もっとも、総論的研究について確定的な成果を得るためには、各論的研究について一定の蓄積が必要であると判断したため、契約書面の類型そのものを提示することは次段階の課題とすることとし、随時取りかかった各論的研究において、並行する総論的研究の成果を適用することを試みることにした。

比較法研究を行うこととし、比較の対象としては、主にフランス法を検討した。フランス法を選択したのは、代表者の従来の研究との連続性があるため、それを発展させることで有用な知見を得られると考えられたことと、パリ1大学にて在外研究（2017年-2019年）を行う機会を得たため、その期間にフランス法の研究を集中的に進めることができると考えたことによる。これに伴い、本研究は、当初予定の期間を1年延長して行われた。

4. 研究成果

上記の研究方法を採用したことにより、当面の研究成果は、個別の領域ごとに得られることとなった。その梗概を示せば、次のとおりである。

(1) 第一に、契約締結過程の法的規律を考察の対象として、契約の一般法の領域において書面が果たす機能を考察した。この場面においては、当事者の意思と書面とを対立的に捉えるのではなく、「当事者の意思は、書面のなかに結晶化される」という視点を基本としつつ、いかなる場合に書面から逸脱する意思を認定することが正当化されるかを考察することが有用である。そのような場合としては、情報・交渉力の格差があり、契約内容の形成に対する関与が不均衡を来している場面が主に想定される。

このような視点を設定するときには、法律行為・意思表示の規律において「表示」が果たす役割を考察することが重要な意味をもつ。本研究においては、意思表示の解釈と契約の解釈とを異なる問題領域として把握し、前者を契約締結過程における当事者の行為に対する法的評価の問題として捉えるべきことを提唱した。表示の法的意義は、意思表示の解釈の問題として論じられるべきであり、書面の機能に関する分析もまた、そのようなレベルの問題として検討されることとなる。

(2) 第二に、広告による表示がもつ法的意義を中心として、消費者契約の領域において書面・表示が果たす意義に考察を及ぼした。消費者契約法の解釈においては、個々の意思表示に

対する影響を重視する立場が採用されるのが通例であり、このことが、消費者契約法4条にみられる「勧誘」要件の解釈をも決定づけてきた。そのことの帰結として、広告等、不特定多数に対して交付されることが予定された書面における言明は、同条による規制の対象とはならないという解釈が有力に主張されていた。本研究においては、学説の多数とともに、このような解釈を批判的に考察した（その後、最判平成29年1月24日71巻1号1頁によって、上記の解釈が支持され得ないことが確認されている）。併せて、一般法における詐欺（民法96条）についても、同様の視点からの考察を行ったほか、以上の成果を展開し、消費者契約法の性格を論じる論稿を準備している。

(3) なお、第三に、契約当事者が交付した書面が法的拘束力を有するか否かが問題となる場合がある。書面が法的拘束力を有するか否かというこの問題が、合意の成否に関する判断とどのような関係に立つかは、従来のところ自覚的に論じられてはこなかった。この問題につき、比較法的には、これを合意の成立に関する判断とは切り離して、成立した合意の法性決定の問題として論じる例があることが注目される。この問題は、たとえば、いわゆる保証類似行為として交付される「念書」の法的効力をめぐって論じられる。契約の成否ではなく、法性決定の問題として論じることの意義は、これを法的評価の問題として構成することによって、裁判所が、当事者が付した呼称に拘泥することなく、正確な法的性質を認定することができる点に認められる。この種の問題もまた、日本法においては「契約の解釈」として一括りにされることが多いが、問題領域を細節する必要を意識させる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計15件）

- (1) 山城一真「表示を論ず（下）」法律時報89巻13号265-270頁、査読無、2017年
- (2) 山城一真「表示を論ず（上）」法律時報89巻12号104-109頁、査読無、2017年
- (3) 荻野奈緒＝馬場圭太＝齋藤由起＝山城一真「フランス債務法改正オールドナンス（2016年2月10日のオールドナンス第131号）による民法典の改正」同志社法学69巻1号279-331頁、査読無、2017年
- (4) 山城一真「契約締結過程の法的規律——契約内容の形成の問題を中心に」私法79号110-116頁、査読無、2017年
- (5) 山城一真「別荘地管理契約の法性決定と任意解除の可否」現代民事判例研究会『民事判例XIV』（日本評論社）82-85頁、査読無、2017年
- (6) 山城一真「「恋愛禁止」を定める契約条項に違反したアイドルの損害賠償義務」『新・判例解説 Watch』20号107-110頁、査読無、2017年
- (7) 山城一真「沈黙による詐欺と情報収集義務（2・完）——フランス法の展開を題材として」早稲田法学92巻1号119-171頁、査読有、2016年
- (8) 山城一真「沈黙による詐欺と情報収集義務（1）——フランス法の展開を題材として」早稲田法学91巻4号33-76頁、査読有、2016年
- (9) 山城一真「広告表示と契約」現代消費者法30号35-42頁、査読無、2016年
- (10) 山城一真「共同企業体と地方公共団体との間の請負契約における約款中の賠償金条項の解釈」判例セレクト2015[I]17頁、査読無、2016年
- (11) KANAYAMA, N., ASO, T. et YAMASHIRO, K., Contrat et immatériel au Japon, in : L'immatériel. Travaux de l'Association Henri Capitant, vol. 64, pp. 491-513, 査読無、2015年
- (12) 山城一真「(翻訳) ジャン＝バティスト・スーブ『裁判官と契約の成立』」早稲田法学90巻3号211-225頁、査読無、2015年
- (13) 金山直樹＝山城一真＝齋藤哲志「現代フランス契約法の動向——ゲスタンほか『契約の成立』(Jacques Ghestin, Grégoire Loiseau et Yves-Marie Serinet, Traité de droit civil : La formation du contrat 4^e éd., 2 vols, LGDJ, 2013)に焦点を当てて」法学研究(慶應義塾大学)88巻7号53-85頁(執筆部分:61-73頁)、査読無、2015年
- (14) 山城一真「スーブ報告:裁判官と契約の成立」法律時報87巻7号59-61頁、査読無、2015年
- (15) 山城一真「インターネットによるFX取引における為替レートの誤表示をめぐる法律関係」現代民事判例研究会『民事判例IX』（日本評論社）80-83頁、査読無、2014年

〔学会発表〕（計5件）

- (1) YAMASHIRO, K., *La théorie générale du vice de consentement à la lumière du droit de la consommation*, Droit commun des contrats et droit économique : influences réciproques en droit français et en droit japonais, Université de Paris 13 (2019年3月7日)
- (2) YAMASHIRO, K., *La réforme du droit des obligations et des contrats au Japon*, Séminaire de l'Institut de Recherche Juridique de la Sorbonne, Université de Paris I (2019年2月4日)
- (3) YAMASHIRO, K., *La réforme du droit des contrats au Japon. La théorie générale du contrat a-t-elle pu contribuer à la réforme du Code civil ?* Université de Rouen (2018)

年 11 月 28 日)

- (4) 山城一真「契約締結過程の法的規律——契約内容の形成の問題を中心に」日本私法学会第 80 回大会・個別報告、東京大学 (2016 年 10 月 8 日)
- (5) YAMASHIRO, K., *Les effets à l'égard des tiers de l'anéantissement du contrat de vente d'immeuble*, Le contrat et les tiers - Journées d'études franco-japonaises, Université de Paris I (2017 年 9 月 28 日)

〔図書〕(計 7 件)

- (1) 山城一真「フランス法における人的担保としての『念書』——その合意と債務の法的構造」近江幸治先生古稀記念『社会の発展と民法学〔下巻〕』(成文堂) 1-67 頁、2019 年
- (2) 山城一真「表示を論ず」民法理論の対話と創造研究会編『民法理論の対話と創造』(日本評論社) 1-27 頁、2018 年
- (3) 山城一真「契約に関する基本原則、契約の成立、定型約款、第三者のためにする契約」『論点解説 民法(債権法) 改正と不動産取引の実務』(日本加除出版) 279-299 頁、2017 年
- (4) 山城一真「(翻訳) フィリップ・ストフェルマンク『フランスにおける消費法の法典化』」中田邦博=鹿野菜穂子編『消費者法の現代化と集团的権利保護』227-251 頁、2016 年
- (5) 山城一真「契約の締結」後藤卷則ほか編『プロセス講義民法』(信山社) 19-44 頁、2016 年
- (6) 山城一真「契約交渉段階の法的責任」瀬川信久編『債権法改正の論点とこれからの検討課題』(商事法務、2014 年) 139-172 頁、2014 年
- (7) 山城一真『契約締結過程における正当な信頼——契約形成論の研究』(有斐閣、2014 年) 全 508 頁、2014 年

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

○取得状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号 (8 桁)：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。